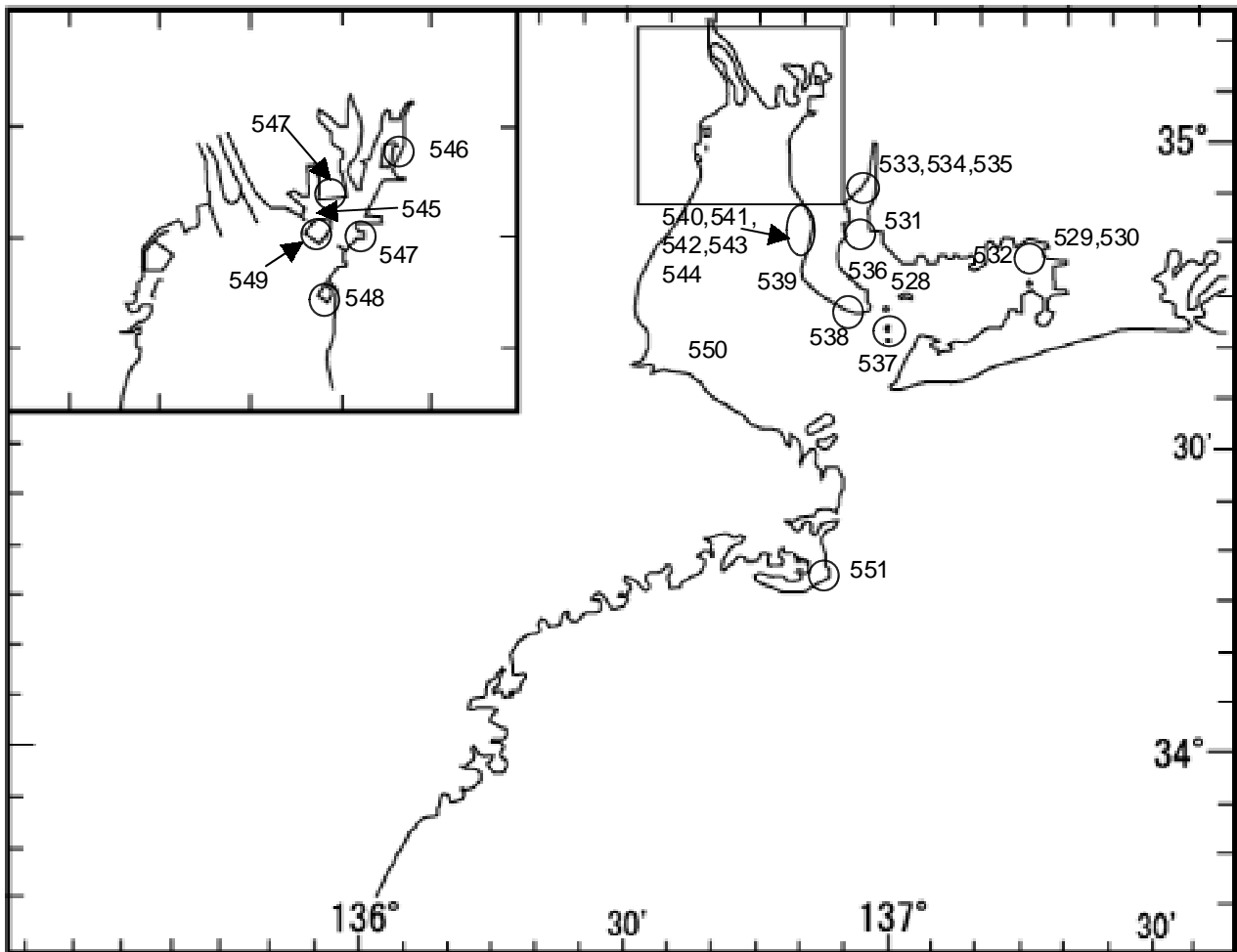


# 四管区水路通報第 2 4 号

平成 1 6 年 6 月 2 3 日

第四管区海上保安本部

第 5 2 8 項	本州南岸	三河港 . . . . .	水質調査
第 5 2 9 項	本州南岸	三河港北部 . . . . .	ヨットレース
第 5 3 0 項	本州南岸	三河港北部 . . . . .	ヨットレース
第 5 3 1 項	本州南岸	衣浦港及付近 . . . . .	ヨットレース
第 5 3 2 項	伊勢湾	伊勢湾及三河湾 . . . . .	環境調査
第 5 3 3 項	本州南岸	衣浦港 . . . . .	灯付浮標交換作業
第 5 3 4 項	本州南岸	衣浦港 . . . . .	掘下げ作業
第 5 3 5 項	本州南岸	衣浦港 . . . . .	掘下げ作業
第 5 3 6 項	本州南岸	内海湾 . . . . .	魚礁設置作業
第 5 3 7 項	本州南岸	師崎水道、日間加漁港 . . . . .	ボーリング作業
第 5 3 8 項	本州南岸	伊勢湾、豊浜港 . . . . .	花火打上げ
第 5 3 9 項	伊勢湾	東部 . . . . .	環境調査
第 5 4 0 項	伊勢湾	苅屋漁港西方 . . . . .	潜水訓練
第 5 4 1 項	伊勢湾	常滑港南方 . . . . .	掘下げ作業
第 5 4 2 項	伊勢湾	常滑港及付近 . . . . .	掘下げ作業
第 5 4 3 項	伊勢湾	常滑港及付近 . . . . .	水路測量
第 5 4 4 項	伊勢湾	常滑港及付近 . . . . .	橋梁灯等点灯試験
第 5 4 5 項	名古屋港	西航路及東航路 . . . . .	航行制限
第 5 4 6 項	名古屋港	第 2 区 . . . . .	水路測量
第 5 4 7 項	名古屋港	第 3 区、第 4 区 . . . . .	潜水作業
第 5 4 8 項	名古屋港	第 5 区 . . . . .	小型船舶操縦訓練
第 5 4 9 項	名古屋港	第 6 区 . . . . .	環境調査
第 5 5 0 項	伊勢湾 . . . . .		水質調査
第 5 5 1 項	本州南岸	大王埼 . . . . .	無線方位信号所等一時業務中止



16年528項 本州南岸 - 三河港 水質調査

下記区域で、作業船による採水作業が実施される。

期 間 平成16年7月5日～11日までのうち1日間の日出～日没

区 域 下記6地点付近

- (1) 34-47-55N 137-17-44E
- (2) 34-47-42N 137-18-13E
- (3) 34-46-38N 137-16-25E
- (4) 34-43-46N 137-13-09E
- (5) 34-42-23N 137-14-15E
- (6) 34-41-35N 137-13-51E

海 図 W1057A - W1057B - W1052

出 所 三河港長

16年529項 本州南岸 - 三河港北部 ヨットレース

下記区域でヨットレースが実施される。

期 間 平成16年7月11日、25日の0800～1700  
区 域 下記地点を中心とする半径1000mの円内  
34-46-23N 137-15-49E  
備 考 警戒船を配備する。  
海 図 W1057A - W1052  
出 所 三河港長

16年530項 本州南岸 - 三河港北部 ヨットレース

下記区域でヨットレースが実施される。

期 間 平成16年7月4日、11日、18日、25日、8月1日の0800～1700  
区 域 下記地点を中心とする半径1000mの円内  
34-47-33N 137-15-20E  
備 考 警戒船を配備する。  
海 図 W1057A - W1052  
出 所 三河港長

16年531項 本州南岸 - 衣浦港及付近 ヨットレース

下記区域でヨットレースが実施される。

期 間 平成16年7月17日の0800～1600  
区 域 下記地点を中心とする半径3600mの円内  
34-47-02.7N 136-57-52.8E  
海 図 W1056 - W1053  
出 所 衣浦港長

16年532項 伊勢湾及三河湾 環境調査

下記地点で調査船「しらなみ」(30トン)及び「海幸丸」(75トン)による採水及び採泥作業が実施される。

期 間 平成16年7月13日(予備日7月14日～31日)の0800～1500  
位 置 下記20地点  
(1) 34-59-24N 136-48-07E  
(2) 34-56-12N 136-48-07E  
(3) 34-54-12N 136-45-31E  
(4) 34-49-48N 136-45-31E  
(5) 34-49-48N 136-49-49E  
(6) 34-46-36N 136-48-07E  
(7) 34-43-24N 136-48-07E  
(8) 34-40-12N 136-50-37E  
(9) 34-37-00N 136-59-49E

- (10) 34-35-00N 136-59-30E
- (11) 34-51-48N 136-57-25E
- (12) 34-40-12N 136-59-05E
- (13) 34-46-36N 136-58-49E
- (14) 34-43-24N 136-59-49E
- (15) 34-45-00N 137-13-31E
- (16) 34-45-12N 137-17-19E
- (17) 34-47-54N 137-16-49E
- (18) 34-46-36N 137-07-07E
- (19) 34-43-24N 137-07-07E
- (20) 34-40-54N 137-09-19E

海 図 W 1 0 5 6 - W 9 5 - W 1 0 5 2 - W 1 0 5 3 - W 1 0 5 1  
出 所 衣浦港長

---

1 6 年 5 3 3 項                    本州南岸 - 衣浦港    灯付浮標交換作業  
8号地前面で作業船による簡易灯付浮標の交換作業が実施される。  
期 間 平成16年6月28日～7月17日の日出～日没  
位 置 下記地点  
34-54-10.2N 136-58-33.4E  
標 識 (1)作業区域に赤白旗付竹竿及び点滅式黄色灯付浮標を設置する。  
(2)アンカー位置に簡易浮標を設置する。  
備 考 潜水作業を伴う  
海 図 W 1 0 5 6  
出 所 衣浦港長

---

1 6 年 5 3 4 項                    本州南岸 - 衣浦港    掘下げ作業  
10号地前面区域で浚渫船による掘下げ作業が実施される。  
期 間 平成16年7月1日～8月31日までの日出～日没  
区 域 下記位置付近  
34-54-36.9N 136-58-39.1E  
標 識 アンカー位置に点滅式黄色灯付浮標を設置する。  
海 図 W 1 0 5 6  
出 所 衣浦港長

---

1 6 年 5 3 5 項                    本州南岸 - 衣浦港    掘下げ作業  
亀崎ふ頭前面の2区域で浚渫船による掘下げ作業が実施される。  
期 間 平成16年6月28日～7月31日までの日出～日没  
区域 1 下記4地点により囲まれる区域  
(1) 34-54-31.2N 136-58-37.7E  
(2) 34-54-29.2N 136-58-45.4E

(3) 34-54-24.9N 136-58-44.6E

(4) 34-54-27.2N 136-58-36.0E

区域2 下記4地点により囲まれる区域

(5) 34-54-35.9N 136-58-39.7E

(6) 34-54-35.5N 136-58-41.2E

(7) 34-54-32.8N 136-58-40.1E

(8) 34-54-33.1N 136-58-38.6E

標識 アンカー位置に橙色簡易浮標を設置する。

備考 浚渫船前面に汚濁防止膜を設置する。

海図 W1056

出所 衣浦港長

16年536項 本州南岸 - 内海湾 魚礁設置作業

下記3区域で魚礁設置作業が実施される。

期間 平成16年7月15日～9月30日まで

区域 下記位置付近

(1) 34-47-50N 136-55-45E

(2) 34-40-30N 136-59-33E

(3) 34-44-40N 136-57-09E

海図 W1054 - W1053 - W1056

出所 衣浦海上保安署

16年537項 本州南岸 - 師崎水道、日間賀漁港 ボーリング作業

下記地点で台船によるボーリング作業が実施される。

期間 平成16年6月28日～7月16日(予備日含む)までの0800～日没

位置 下記地点

34-42-34N 136-59-49E

標識 ボーリング台船に黄灯を設置する。

海図 W1054

出所 衣浦海上保安署

16年538項 本州南岸 - 伊勢湾、豊浜港 花火打上げ

下記区域で花火打上げが実施される。

期間 平成16年7月17日(予備日7月18日、24日)の1900～2100

区域 下記地点を中心とする半径250mの円内

34-42-09N 136-56-01E

備考 警戒船を配備する。

海図 W1053

出所 名古屋海上保安部

16年539項 伊勢湾 - 東部 環境調査

下記区域で、水質調査及び漁獲状況調査が実施される。

期 間 平成16年7月13日、14日（予備日7月15日～31日）の日出～日没

区 域 下記5地点付近

(1) 34-55-55N 136-47-36E

(2) 34-53-39N 136-47-18E

(3) 34-51-51N 136-47-19E

(4) 34-49-45N 136-48-46E

(5) 34-47-53N 136-48-23E

備 考 長さ約100mの小型底びき網をえい航する。

海 図 W1055B - W1025 - W95

出 所 名古屋海上保安部

---

16年540項 伊勢湾 - 菟屋漁港西方 潜水訓練

菟屋漁港西方で潜水訓練が実施される。

期 間 平成16年7月12日～14日（予備日7月15日～17日）の1000～1200

位 置 下記地点付近

34-51-16N 136-50-54E

海 図 W1025

出 所 名古屋港長

---

16年541項 伊勢湾 - 常滑港南方 掘下げ作業

下記区域で浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期 間 平成16年6月28日～8月20日までの日出～日没

区 域 下記地点付近

34-49-45N 136-51-42E

標 識 作業区域に赤白旗付竹竿を設置する。

海 図 W1025

出 所 常滑海上保安署

---

16年542項 伊勢湾 - 常滑港及付近 掘下げ作業

下記区域で浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期 間 平成16年6月28日～8月31日までの日出～日没

区 域 下記地点付近

34-52-16N 136-50-33E

海 図 W1025

出 所 常滑海上保安署

---

16年543項 伊勢湾 - 常滑港及付近 水路測量

下記区域で水路測量が実施される。

期間 平成16年7月12日～8月15日までの日出～日没

区域 下記2地点付近

34-52-28N 136-49-14E

34-55-04N 136-49-29E

標識 船尾に白紅白のえん尾旗が掲げる。

海図 W1025

出所 第四管区海上保安本部

16年544項 伊勢湾 - 常滑港及付近 橋梁灯等点灯試験

中部国際空港連絡鉄道橋で橋梁灯及び橋脚灯の点灯試験が実施される。

期間 平成16年6月24日(予備日6月25日)の0800～1700

区域 下記地点付近

34-52-28N 136-49-15E

海図 W1025

出所 常滑海上保安署

16年545項 名古屋港 - 西航路及東航路 航行制限

名古屋港西航路及び東航路の変更に伴い、名古屋港第4区飛島ふ頭南側海域における航路標識の移設及び新設が行われるため、下記のとおり船舶の航行が制限される。

期間 平成16年6月27日1700から平成16年7月14日2400までの間

1 暫定西航路

次の(ア)の地点から(工)の地点までを順次に結んだ線と、(オ)の地点から(ケ)の地点までを順次に結んだ線との間の海面

(ア)	金城信号所(35-02-06N 136-50-46E)から	213°	1,440m
(イ)	金城信号所	から 220°	1,860m
(ウ)	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台 (35-00-34N 136-48-06E)	から 23°	1,550m
(工)	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台	から 223°30'	4,270m
(オ)	金城信号所	から 205°	2,700m
(カ)	金城信号所	から 215°30'	2,240m
(キ)	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台	から 44°30'	1,430m
(ク)	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台	から 35°	990m
(ケ)	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台	から 219°	4,250m

2 暫定東航路

次の(a)の地点から(c)の地点までを順次に結んだ線と、(d)の地点、(オ)の地点及び(e)の地点を順次に結んだ線との間の海面

( a )	金城信号所	から	185 ° 30'	450m
( b )	金城信号所	から	169 ° 30'	1,280m
( c )	伊勢湾灯標(34-56-16N 136-47-33E)	から	356 °	1,580m
( d )	金城信号所	から	224 °	890m
( e )	金城信号所 ( 暫定西航路 ( オ ) と同地点 )	から	205 °	2,700m
( f )	伊勢湾灯標	から	344 °	1,930m

### 3 暫定西水路

名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から229度2140メートルの地点から128度に引いた線と暫定西航路北側線西側屈曲点から135度に引いた線との間の暫定西航路

### 4 暫定東水路

名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台から212度3810メートルの地点から123度30分に引いた線と暫定東航路西側線屈曲点から123度30分に引いた線との間の暫定東航路

### 5 制限事項

名古屋港に出入りする雑種船以外の船舶は、上記の暫定航路を航行しなければならない。

- 備考 (1) 総トン数2万トン（油送船にあっては5千トン）以上の船舶は、上記の暫定西水路を航行して入航しようとするときは同西水路入口付近に達する予定時刻を、同西水路を航行し出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長（名古屋港海上交通センター所長経由）に通報しなければならない。
- (2) 総トン数4万トン（油送船にあっては5千トン）以上の船舶は、上記の暫定東水路を航行して入航しようとするときは同東水路入口付近に達する予定時刻を、同東水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長（名古屋港海上交通センター所長経由）に通報しなければならない。
- (3) 上記(1)、(2)の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があったときは、直ちに、その旨を港長（名古屋港海上交通センター所長経由）に通報しなければならない。
- (4) 暫定西水路を航行する船舶は、名古屋港海上交通センターが高潮防波堤西信号所及び金城信号所において行う信号に従うこと。
- (5) 暫定東水路を航行する船舶は、名古屋港海上交通センターが高潮防波堤東信号所及び金城信号所において行う信号に従うこと。
- (6) 暫定西航路及び暫定東航路を航行する船舶は、港則法施行規則第29条の2（特定航法）各項に規定する事項を遵守すること。
- (7) 上記の暫定航路及び暫定水路は、平成16年7月15日に予定されている港則法施行規則一部改正の施行に伴い、同施行規則に定める航路及び水路として規定される。

海 図 W1055A - W1055B  
出 所 名古屋港長公示第16 - 12号



16年546項 名古屋港 - 第2区 水路測量

潮見ふ頭東側BW棧橋前面で作業船による水路測量が実施される。

期間 平成16年7月10日～30日(内2日間)の日出～日没

区域 下記5地点及び陸岸により囲まれる区域

(1) 35-03-49.3N 136-52-49.2E

(2) 35-03-48.3N 136-52-53.0E

(3) 35-03-38.7N 136-52-49.3E

(4) 35-03-39.7N 136-52-45.5E

(5) 35-05-41.0N 136-52-46.0E

海図 W1055A

出所 第四管区海上保安本部

---

16年547項 名古屋港 - 第3区、第4区 潜水作業

北浜ふ頭(南3区)J3棧橋及び東浜ふ頭南側U6、U7棧橋前面で潜水土によるによる棧橋点検作業が実施される。

(J3棧橋)

期間 平成16年7月5日～9日(予備日7月10日～18日)までの日出～日没

区域 下記地点付近

34-59-24N 136-50-21E

(U6、U7棧橋)

期間 平成16年7月19日～23日(予備日7月24日～30日)までの日出～日没

区域 下記地点付近

35-01-44N 136-50-00E

海図 W1055A

出所 名古屋港長

---

16年548項 名古屋港 - 第5区 小型船舶操縦訓練

下記区域で小型船舶操縦訓練及び実技国家試験が実施される。

期間 平成16年7月4日、7日、8日、18日の0900～1530

区域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-57-01N 136-49-34E

(2) 34-56-34N 136-49-13E

(3) 34-56-40N 136-49-03E

(4) 34-57-07N 136-49-25E

標識 区域内に赤色簡易浮標が6個設置される。

海図 W1055B

出所 名古屋港長

16年549項 名古屋港 - 第6区 環境調査

ポートアイランド南方で濁度及びPH測定調査が実施される。

期間 平成16年7月1日～平成17年1月31日(予備日2月1日～28日)までの日出～日没

区域 下記2地点付近

(1) 35-00-00N 136-47-48E

(2) 34-59-32N 136-48-29E

海図 W1055A

出所 名古屋港長

16年550項 伊勢湾 水質調査

下記区域で作業船「第11松風」(4.9トン)による水質調査が実施される。

期間 平成16年7月13日(予備日7月14日～31日)の日出～日没

位置 下記13地点付近

(1) 34-59-14N 136-40-49E

(2) 34-56-45N 136-39-49E

(3) 34-53-23N 136-39-49E

(4) 34-49-18N 136-39-49E

(5) 34-46-42N 136-34-36E

(6) 34-43-21N 136-31-54E

(7) 34-43-14N 136-39-49E

(8) 34-40-12N 136-35-51E

(9) 34-40-12N 136-42-58E

(10) 34-36-18N 136-39-50E

(11) 34-33-16N 136-43-49E

(12) 34-33-16N 136-47-49E

(13) 34-33-16N 136-54-56E

海図 W88 - W94 - W73 - W95 - W1053 - W1051

出所 名古屋海上保安部

16年551項 本州南岸 - 大王埼 無線方位信号所等一時業務中止

大王埼無線方位信号所、大王埼ディファレンシャルGPS局、船舶気象通報(無線電話)は一時業務休止する。

期間 平成16年7月15日(予備日7月20日)の1300～1700

海図 W78 - W93 - W70 - W61B

出所 第四管区海上保安本部

「四管区水路通報」に関する問い合わせ先

第四管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒455-8528 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎(6階)

TEL 052-661-1611 (内線315)  
FAX 052-654-2536 (FAXサービス兼用)  
E-mail zushi4@jodc.go.jp

第四管区海上保安本部海洋情報部インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/index.htm>

海上保安庁海洋情報部インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

また、FAXによるポーリングサービスも行っています。

FAX番号は『052-654-2536』です。なお、Fコードやパスワードは設定していません。  
(ポーリング受信のモードで、上記番号にアクセスします。機種によってはパスワードの入力を求められますが、その際は適当な4桁の数を入力します。)

=====

## インターネットによる航行警報の提供について

インターネットにより、航行警報 (NAVAREA XI航行警報、NAVTEX 航行警報、日本航行警報、管区 (部署) 航行警報) を提供しています。

また、携帯電話 (iモード、EZ-ウェブ、J-SKYウェブ) へのサービスとして、NAVTEX 航行警報、管区 (部署) 航行警報のうち、沿岸海域 (約50キロメートル以内) を設け提供しています。

航行警報アドレス	<a href="http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/nwj.html">http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/nwj.html</a>
携帯電話用アドレス	
iモード対応機種	<a href="http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/">http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/</a>
EZ-ウェブ対応機種	<a href="http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/ez/">http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/ez/</a>
J-SKYウェブ対応機種	<a href="http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/js/">http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/js/</a>

=====

## 「四管区海洋速報」について

インターネットを利用する方法、電子メール配信による方法、ポーリングサービスを利用する方法があります。

- ・インターネットによる閲覧は、第四管区海上保安本部海洋情報部インターネットアドレスにアクセスし、「海のように」、「四管区海洋速報」を順次選択してください。
- ・電子メールによる配信を希望する場合は、下記宛に、E-mailアドレス・住所・氏名 (機関名)・ (機関名の場合は担当者名)・電話番号をお知らせください。
- ・ポーリングサービスを利用する場合は、Fコード機能が付いたFAXが必要です。  
Fコード機能のないFAXを使用した場合は「四管区水路通報」が配信されますのでご注意ください。  
Fコードの利用方法はお手持ちのFAXの取扱説明書をご覧ください。

# 船舶保安情報の通報について

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域(東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。)に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。(したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。)

## 通報の時機はいつですか？

- \* 入港24時間前までに通報してください。  
ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

## 通報先はどこですか？

- \* 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。  
日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。(詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。)

## その他、通報の方法はどうなっていますか？

- \* 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人(代理店等)もOK
- \* 通報手段・・・港湾EDIのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK

## 荒天等やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

- \* 直ちに、所定の通報先に通報してください。  
ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。(詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。)

**詳しくは最寄りの管区海上保安本部警備課まで**

**国土交通省、海上保安庁のHPもご覧ください。**

国土交通省ホームページ：<http://www.mlit.go.jp/>

海上保安庁ホームページ：<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>